

家畜伝染病発生に伴う円滑な防疫措置等の実施

【担当省庁】 農林水産省

奈良県における取組

現状と課題(背景・要望する理由等)

- 都市近郊型の畜産であるため、発生地及び近辺での焼埋却地の確保が困難。畜産農家には埋却地の確保を指導しているが、確保している場合でも、周辺が住宅地である等の理由により、実際の埋却が困難なことが想定される。また、県や市町村の公有地での埋却地の確保も困難な現状。
- 平成30年9月に岐阜県の養豚場において26年ぶりとなる豚コレラの国内発生があり、本年7月末でも終息していない。府県をまたぐ複数の農場でも発生が確認され、大阪府では埋却が困難なため、国内で初めて移動式死体処理装置が使用された。
- 鳥インフルエンザの場合は、民間の焼却施設と協定書を締結しているが、豚コレラ等の場合は、豚の死体が大きく移動式死体処理装置に依存せざるを得ない状況である。しかし、処理装置は1台しか配備されていないため、複数の府県での同時発生に迅速に対応出来ず、感染拡大の恐れがある。
- 国の疫学調査では感染ルートが明確になっていないため、現在進めている消毒用消石灰の散布や、野生いのししの侵入を防ぐ電気柵・フェンスの設置等の現行の防疫対策には、限界がある。

国の移動式死体処理装置の整備状況

保管場所	動物検疫所 中部空港支所 名古屋出張所 野跡検疫所
台数	1
能力	牛180頭/日

国にお願いすること

- 同時発生した場合に備えて、埋却が困難な地域を中心に移動式死体処理装置の配備拡大をお願いしたい。
- 豚コレラのこれ以上の感染拡大を防ぐよう、飼養豚への豚コレラワクチン接種を解禁されたい。



<移動式死体処理装置>